

仕様書

1 品名

複写サービス(カラー複合機)

2 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までとする。

※ただし契約期間満了の日から一か月前までに本市から何らかの意思表示をしない時は、引き続き1年間更新するものとする。

※令和11年3月31日以後は、この契約を更新しない。

3 納入場所

- (1) 安佐北区役所農林建設部維持管理課(広島市安佐北区可部四丁目13番13号 安佐北区役所4階)
- (2) 納品にあたっては、本市と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (3) 納品は、原則として納入期限までの間で、日程・時間等は本市と協議すること。

4 納入期限

令和6年3月29日(金)

5 対象物件

下記の表1の基準を満たす機能を有し、表2に示す枚数の複写及びプリンタが可能な複合機であること。

表1

項目	選定基準
型式	床配置式であること
機械サイズ	幅 2.0m以下、奥行 1.0m以下であること
電源・電力	100V・24A(2電源可)に対応しており、最大 2.5KW以下
複写機能	白黒及びカラー複写機能を有すること 自動両面原稿送り機能を有すること N-up機能、小冊子機能及び割り込み機能を有すること
原稿種類	シートのほかブックが可能であること
最大原稿サイズ	A3以上であること
複写サイズ	A3～A5及び官製はがきサイズまで可能であること
複写紙	上質紙、再生紙、官製はがきに対応できること
複写倍率	25～400%の範囲で、かつ1%以下の刻みで設定可能な縮小拡大機能があること
複写速度(A4ヨコ)	白黒70枚/分以上、カラー70枚/分以上であること
連続複写	1～999枚可能であること
起動時ウォームアップタイム (室温23℃時)	45秒以下であること
ファーストコピータイム	白黒(A4ヨコ)4.8秒以下、カラー(A4ヨコ)6.5秒以下であること
給紙	以下の給紙ができること ・4段トレイ(1段当たり 500枚以上、うち1段は600枚以上、A3、B4、A4、B5で選択可能であること) ・手差し(100枚以上)
フィニッシャー(選別)機能	部数ごとに交互にソート機能を有すること ステイプル機能(1点及び2点留め)を有すること

	パンチ機能(2穴)を有すること
トナー交換	市職員で交換可能であること

複合機能	コピー時にID等によりカラーコピーの利用制限が可能であること	
	ネットワークプリンタ(白黒・カラー併)機能を有すること	
	・DHCP機能を有すること	
	・庁内LANに接続して印刷を行う場合は、個人ID等の認証機能を有すること	
	・指定時間経過後印刷されないデータは自動的、又は手動で消去できる機能を有すること	
	スキャナー機能を有すること	
	・複写機の画面上で操作が可能であること	
	・スキャンデータを、指定のアドレスへのメール転送及び複合機へ保存する機能を有すること	
	・スキャンデータの高圧縮PDF作成機能及びワード・エクセル変換機能を有すること	
	・ボックス保存は20個以上のボックスを有し、各々パスワードの設定が可能であること	
	・複合機のボックスへ保存したスキャンデータは、あらかじめ設定した時間等の経過後に自動消去、または任意に手動消去できる機能を有すること	
	ファックス機能を有すること ※パソコンから複合機経由で先方ファックスに送信できる機能を有すること ※受信したファックスはデータ処理(保存、移動、削除)を可能とし、受信したことを指定されたアドレスへメールで知らせる機能を有すること ※受信したファックスは複合機で保存し、指定時間経過後自動的に消去すること	
解像度	読み取り解像度	600dpi相当×600dpi以上であること
	書き込み解像度	600dpi相当×600dpi以上であること
その他	ハードディスク上書き消去機能を有すること	
	グリーン購入法に適合していること	
	機種が最新で未使用(新造機)であること	
	保守情報を自動的に複合機メーカーへ送信する機能を有すること	
	プリンタ機能で必要なID情報を登録すること	
	スキャン機能で必要なメールアドレスを登録すること	

表2 使用予定枚数(1か月)

	平均
白黒	8,800枚
カラー	22,200枚
合計	31,000枚

6 納入に係る経費等

納入、設置及び設定に必要な経費は全て納入者が負担する。

7 検査

納入日に機器を使用できる状態にし、本市職員立会いのもと、作動確認を受けること。

8 その他

(1)複合機のMACアドレス、保守情報説明資料及び複合機のプリンタドライバのインストール手順書を納入前に提出し、インストールに当たって疑義が生じた場合等は技術的支援を行うこと。

(2)複合機に設定するIPアドレスの取得には、MACアドレスの提出を受けてから概ね1週間程度かかる場合があることに留意すること。

(3)既存の複合機に指定されたID情報、メールアドレスを登録すること。

(4)本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様に定めのない事項については、本市担当者と協議して定めるものとする。また、協議した場合は、受注者で協議録を作成し、発注者へ提出すること。

(5)入札・見積金額は、白黒・カラーの単価に1か月の使用予定枚数を乗じた金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とすること。

(6)仕様書についての問い合わせ先 電話082-819-3924 (担当:森政)